

令和2年7月30日

保護者 様

千葉県立船橋法典高等学校
校長 坂野直人

夏季休業中におけるお子様の健康管理等について

平素より、本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、予断を許さない状況が続いております。つきましては、夏季休業中におけるお子様の健康管理等に関して、以下の点に御協力いただきますようお願いいたします。

- 1 夏季休業中においても規則正しい生活を送るとともに、御家庭において、毎朝の検温と体調の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合や体調が優れない場合等は休養する等、健康管理に努めてください。
- 2 お子様の症状が、＜相談・受診の目安＞に該当する場合は、帰国者・接触者相談センター等や、かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。

＜相談・受診の目安＞

いずれかに該当する場合は、すぐに相談する（該当しない場合も相談可）

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

- 3 夏季休業中であっても、お子様が以下に該当する場合は、速やかに学校（学校閉庁日（8/11～8/14）は、教育庁教職員課（043-223-4040））へ御連絡ください。
 - （1）新型コロナウイルスに感染した場合（PCR検査等で陽性となった場合）
 - （2）お子様が濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した場合等）
 - （3）感染が疑われる場合（医師等が必要と判断し、PCR検査等を受ける場合等）

担当 千葉県立船橋法典高等学校
教頭 村上 英輝
電話 047-438-0721